

○ 登録資格

- ・通訳ボランティアとして活動する意欲がある人
- ・県内に在住する満 18 歳以上（ただし、高校生を除く）の人
- ・日本語及び外国語のいずれについても、原則として日常会話の通訳ができる程度以上の語学力を有する人

○ 登録期間

- ・登録した日から登録年度の翌々年度の 3 月末日まで
- ・登録期間満了後、引き続き登録を希望する場合は、再登録が必要です。

○ 登録手続き

- ・通訳ボランティアの登録を希望される場合は、所定の登録申込書に必要事項を記入の上、郵送または Email にてお申し込みください。

○ 活動の依頼

- ・協会の事業のほか、国及び地方公共団体、民間国際交流団体及び国際交流事業を行う公共的団体その他協会が必要と認めるところからの依頼による事業について、登録者の方に活動が可能かどうか事前に照会し、可能な範囲でボランティア活動をお願いします。協会の事業以外の場合は、依頼者は、直接登録者と交渉することになります。

○ 経費の負担

- ・交通費その他の活動に必要な経費等については、依頼者との話し合いで決めていただきます。交通費については自己負担となる場合もあります。事前にご確認ください。

○ その他

- ・登録者は、原則として無報酬でボランティア活動を行います。
- ・ご提出いただいた登録申込書の記載内容に変更があったときは、速やかに協会にご連絡ください。
- ・依頼者と登録者の間で、ボランティア活動の実施に関して問題が生じたときは、お互いに誠意を持って解決に当たってください。協会が責任を負うことはありません。